

令和7年度 天草ハイヤ道中総踊り  
「天草ハイヤ屋台村」出店のお願い

令和7年度天草ほんどハイヤ祭り第60回「天草ハイヤ道中総踊り」において、祭りを盛り上げるイベントのひとつとして、ご来場いただいた方々に天草の素晴らしい特産品や天草の味覚をご堪能いただき、天草のPRを図るため「天草ハイヤ屋台村」を企画しております。

つきましては、天草市内の事業所様方に天草ならではの特産品や食材を販売していただきたいと存じますので、ご多用中とは思いますが趣旨をご理解いただき、ご出店下さいますようお願いいたします。なお、下記に出店要項を記載しておりますのでご確認ください。

記

【出店要項】

- 1, 主 催 天草ほんどハイヤ祭り実行委員会
- 2, 開 催 日 令和7年8月9日(土) ※順延8月10日(日)
- 3, 出店時間 午後4時30分～午後9時30分まで
- 4, 会 場 天草市役所駐車場
- 5, 申込方法 別紙「出店申込書」「屋台詳細」「同意書」「誓約書」に必要事項を記入の上、天草ほんどハイヤ祭り実行委員会事務局(本渡商工会議所)までFAX、郵送または持参にてお申し込み下さい。  
なお、消防署に提出する「露店等の開設届出書」は実行委員会に取りまとめて提出を行いますので、屋台詳細の開設店数、消火器の設置本数を必ずご記入ください。
- 6, 申込期限 令和7年7月2日(水) 必着  
※募集店舗数22店。先着順とさせていただきます。また、出店が確定しましたら事務局よりご担当者様へご連絡いたします。

7, 出店概要

(1) 出店条件

- ①来場したお客様に天草の食材等を数多くご堪能いただき、天草の味覚をより知っていただく機会とするため、天草の素材を使用したオリジナル商品をメニューに入れること。
- ②ドリンク販売、酒類の販売も可とします。
- ③天草市内において事業所または店舗を保有していること。
- ④出店時間内の出店を基本とし、品切れ以外の理由で閉店しないこと。
- ⑤天草ハイヤ道中総踊りが、順延の場合も出店可能な事業所であること。
- ⑥その他主催者が認める業者あるいは団体であること。

(2) ブース基本仕様

- ①原則として1業者1ブースとする。(2.5×2.5m以内)
- ②販売台、折りたたみ椅子、蛍光灯、電源の準備は致しません。
- ③出店者がテントを持参・設置しての出店のみとします。(テント無しでの出店は禁止)  
※出店者にてテントの飛来防止対策は必ず行ってください。
- ④ブースの地面には、防災シートを広めに設置して下さい。(汚された出店事業者は、翌日清掃をお願いします。) 汚されると、翌年から出店をお断りすることもあります。また、場所を借用できなくなることも考えられます。

(3) 出店料

- ①出店者は、出店料として10,000円(1ブース)と臨時営業許可証(8/9・8/10)か臨時営業許可申請時に支払った領収書のコピーのどちらかを添え、7月22日(火)～7月23日(水)(午前10時～午後4時)までに、実行委員会(本渡商工会議所内)へ納めて下さい。  
※出店料納付後、出店者の都合により取りやめた場合は、出店料は返金いたしません。

- ②臨時営業許可証は、各自保健所にて申請をお願いいたします。
- ③臨時営業許可証の期間は、順延の場合をふまえ 8/9・8/10 で申請をお願いします。
- (4) 出店調整
- ①出店場所は、主催者で調整させていただき出店料納入時にお知らせ致しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 搬入搬出及び器材の保管
- ①例年、出店枠内に油汚れが見られます。防災シートを敷き油が浸透しないよう対策をして下さい。(ブルーシートは油などの熱で溶けて破れるため不可)なお、油汚れがあった場合は翌日洗浄作業をお願いします。
- ②搬入は出店日(8月9日)の午後2時30分から現地にて受付致します。実行委員会事務局の説明終了後、午後3時30分までに終了(時間厳守)させて下さい。
- ③搬出は総踊り終了後、午後9時30分(予定)以降担当者の指示に従って行って下さい。
- ④搬入、搬出に要する経費は出店者の負担といたします。
- ⑤商品器材を置くことはできますが、出店者の責任で管理をお願いいたします。
- ⑥大型車による搬入はできません。
- ⑦会場周辺は観客が多数おられるため、徐行運転をお願いいたします。
- (6) 注意事項
- ①消毒など、感染症対策は、十分に行ってください。
- ②出店に必要な備品(基本仕様以外)は出店者で準備して下さい。
- ③水道設備はありませんので、水については出店者において準備して下さい。
- ④発生したゴミは必ず持ち帰って処分をお願いいたします。
- ⑤ガス等の設備はありませんので、火気を使用する場合は防火対策をお願いいたします。また、2025年2月より、ガストーチに対する新たな規制が始まっております。詳しくは、右のQRコードより経済産業省のHPをご覧ください。
- ⑥火気や電気機器を使用する方は、必ず消火器(業務用消火器A-3、A-2等)をご用意下さい。(天草ハイヤ道中総踊り当日夕方には、消防署より出店者に対し確認がありますのでご協力下さい。)
- ⑦食品衛生法の基準に従い、衛生面には特に注意をお願いいたします。
- ⑧販売商品の製造物責任法による責任は、出店者(製造者)で対応して下さい。
- ⑨駐車場については、1業者につき1台分(実行委員会指定の駐車場)を確保しますので、駐車される場合はそちらに駐車をお願いいたします。それ以上の車両については事務局へお問い合わせ下さい。
- ⑩出店者には、出店許可証を出店料納入時に発行しますので、当日は許可証を持参して下さい。
- ⑪荒天および安全確保を理由にやむを得ず「天草ハイヤ屋台村」を中止・中断させて頂く場合がありますことをあらかじめご了承ください。(小雨決行)
- ⑫天草ハイヤ道中総踊りの最終開催協議は当日正午に行う予定です。中止決定の場合は、申込書記載の電話番号へ連絡いたします。



## 8. お申し込み・問い合わせ先

天草ほんどハイヤ祭り実行委員会事務局(本渡商工会議所内)  
担 当: ハイヤ部会 吉岡・鈴居  
住 所: 〒863-0022 天草市栄町1-25  
T E L: 0969-23-2001  
F A X: 0969-24-3340